

陳 情 文 書 表

令和 6 年第 3 回神奈川県議会定例会

令和 6 年 1 2 月 5 日

陳情番号	5 1	付議年月日	6 . 1 1 . 2 7
件 名	公共施設の災害w i f i 設置義務化の意見書提出を求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
防災警察常任委員会	横浜市都筑区東山田 2－3－7 フラムハルド 1 0 2 小 島 涼		
陳情の項目 ・神奈川県議会は政府に公共施設に災害w i f i 設置義務化を求める意見書を出す。			
陳情の理由と経緯 ・2 0 2 4 年 8 月 3 1 日にさいたまスーパーアリーナで行われたアニサマというアニメソング専門音楽フェスでは休憩中に台風情報をスマホで見ようとしたら回線が混雑して情報が得られませんでした。もし、会場で阪神大震災、東日本大震災、南海トラフ地震クラスの地震など災害が起きた場合スマホの回線が混雑して災害情報の収集や安否情報の収集が困難になることが予想されます。そこで、神奈川県議会は、公共施設に災害w i f i 設置義務化を求める意見書を政府に出します。そうすれば、災害時でもスマホで、災害情報の収集や安否確認など通信状況が安定して情報収集ができるのではないかと思います。			

陳情番号	5 2	付議年月日	6 . 1 1 . 2 9
件 名	人権を保障する福祉職員の賃金と職員配置基準の引き上げにむけて国への意見書提出を求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
厚生常任委員会	横浜市神奈川区松本町6－45－2 浜田ビル401 全国福祉保育労働組合神奈川県本部 執行委員長 瀬戸井 達 紀		
1 陳情の要旨 以下の①・②について、政府への意見書を提出していただくよう陳情いたします。 ① 地域・雇用形態・労働時間に関係なく、すべての福祉職員に時間単価1700円以上、フルタイムで年収300万円以上の賃金を保障する制度をつくってください。 ② 利用者の処遇向上と、福祉職員の休憩・休暇・事務時間が保障できるように、職員配置基準を引き上げ、常勤職員を増やしてください。 2 陳情の理由 保育や介護などの福祉職場の多くは、慢性的な職員不足に陥っています。「人が人を支える」福祉職場において職員不足は、利用者と職員双方の人権を侵害する原因となっています。「1人の職員が対応する利用者や子どもの人数が多く、目が行き届かない」「午睡中の呼吸チェックができない」「食事介助中に喉につまらせる」「排泄介助やオムツ交換に時間がかかる」「入浴介助者がいないので、お風呂に入れてあげられない」「ワンオペ夜勤で転倒・転落がおきてしまう」など、利用者や子どもの安全確保と人権保障が困難な状況になっています。 働く環境は、「休憩がとれない」「有給休暇がとれない」「不払い残業や持ち帰り残業がある」など労働基準法が守られていません。「残業前提のシフトが組まれる」など「仕事と子育て・家事の両立ができない」ほど、長時間過密労働になっています。また、政府は処遇改善策を講じてきたというものの、福祉職員の賃金水準は国の調査でも、全産業平均より月額7～8万円も低く、いのちを預かり、人権を守る仕事をしているにも関わらず、社会的地位は低いままです。多くの職員は誇りとやりがいを持って仕事をしていますが、長く働くことに不安を抱えています。 この状況を改善するためには、法令に基づき「これを下回ってはならない」という強制力がともなう最低賃金を、全国一律で今すぐ1500円以上にすることが必要です。さらに労働時間の短縮をはかるためには、1700円以上が必要です。福祉分野は、政府が公定価格を引き上げることで、事業所に人件費を保障すれば、全国一律最低賃金制度の実現を待たずに賃金を上げることができます。 利用者も職員もその家族も、個人として尊重され、誰もが犠牲にならない権利が保障されるべきです。憲法25条に基づいて、国民の権利が保障され、国が福祉増進にかかわる責任を果たすよう、地方自治法第99条に基づき、政府への意見書を提出いただくよう陳情いたします。			

陳情番号	5 3	付議年月日	6 . 1 1 . 2 6
件 名	三浦市への三崎漁港本港特別泊地及び周辺の貸しつけについての陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
環境農政常任委員会	三浦市三崎町小網代 1 2 4 0 日 高 芳 子		
1 陳情の要旨 神奈川県が、三崎漁港本港特別泊地及び周辺を令和 8 年より三浦市に貸し付けるという決定について、その施行については、地元の状況をよく確認し、市民の理解を得られてから貸し付けるようにしていただきたい。			
2 陳情の理由 三浦市民である私共も市議の方々も、三浦市が神奈川県に貸し付けを要望していることを、1 1 月 8 日付の神奈川新聞の記事で初めて知りました。 そもそも、市のこの地域を含むグランドデザインと言うものについて、情報公開請求しても、まだ「計画ができていない」「資料ができていない」などの理由で、市民にも市議会議員にもその計画の詳細が示されておりません、その一方で水産庁や国交省のホームページには華々しく今後の方針が載せられています。富裕層の誘致によって市民は「憧れ」が与えられるような文言がありますが、市民にどのような利益があるのか？は具体的には示されてはいません。市民からは「憧れ」は不要との声があります。 今後、優先的に指定管理者になるであろう業者とのやり取りについても情報公開請求してもほとんど出てこず、わずかにある復命書も黒塗りばかりです。三崎漁港（本港地区及び新港地区）海業振興を目指す用地利活用プロジェクトの事業者募集の際に優先交渉権者の選定で、なぜ、その業者に最初から加点がついているのかもとてもわかりにくいです。 二町谷に県の許可を得てつくられた市の栈橋も指定管理者が管理していますが、市民が使用したという実績はほとんど無いです。そこで行われるイベントについては、業者と市との共催なのに、業者のホームページで顧客むけには周知されているものの一般市民にはイベント前日の夜 8 時以降が報道の解禁になっており、ほとんどの市民は知ることもできません。実質、市民が立ち入れない場所が増えただけです。 神奈川県の市への貸付に関しては 1 1 月 1 3 日に一部の関連業者に説明会が行われましたが、その主催は一政党で、そこで市長が説明をするという形式で、一般市民に開放されたものではなく、個別に知らせを受けたものだけが参加できる形式でした。 9 月 3 0 日の環境農政常任委員会で永田県議が、地元との調整に配慮するようにと述べて下さいましたが、市ではそのような配慮も無く進んでいる状況で、市民の不安は高まっております。そのような状況ですので、神奈川県として市民が不信感をいだいている計画に加担してしまうようなことが無いように、今一度精査し、貸付を早急に進めないようにご指導いただきたいです。よろしく願いいたします。			

陳情番号	5 4	付議年月日	6 . 1 2 . 3
件 名	「再審法改正を求める意見書」採択について陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	横浜市中区日本大通 9 番地 神奈川県弁護士会 会長 岩 田 武 司		
【陳情の趣旨】 「再審法改正を求める意見書」を採択し、関係行政機関へ提出してください。 【陳情の理由】 やってもいない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方やご家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない最大の人権侵害です。このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。 しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審のルール」が存在しないことから、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。 その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。過去の多くの事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害を救済するための大きな原動力となっています。 しかし、現行法では、そのような証拠を提出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられています。 その結果、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得ます。しかも、いったん裁判所が再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う場合があり、えん罪被害者の速やかな救済が遅れる原因となっています。 現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の二段階の手続となっています。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。 したがって、再審請求手続において再審開始決定が出た場合には、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理をすべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立ては法改正によって制限されるべきであると考えます。 再審請求を行った方の中には、結果を知ることなく亡くなった方もいますし、相当の高齢となる方もいます。このように、えん罪被害を申し出た方の救済には、気が遠くなるほどの時間がか			

かっているのが実情です。２０２４年９月２６日には、静岡地方裁判所において、いわゆる袴田事件の再審公判手続において無罪の判決が出され、その後確定したことについては、記憶に新しいところですが、事件発生から５８年目のことであり、その間袴田さんは死刑囚として扱われました。また、同年１０月２３日には名古屋高等裁判所金沢支部において、いわゆる「福井女子中学生殺人事件」第２次再審請求事件について、再審開始決定が出されましたが、こちらも事件発生から３８年が経過しています。

日本弁護士連合会は、２０１９年（令和元年）１０月４日に開催された人権擁護大会において、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止を含む再審法の改正を求める決議を全会一致で採択しました。

そして、２０２４年（令和６年）３月１１日には、与野党１３４名の国会議員の参加を得て、超党派で「えん罪被害者のための再審法改正を実現する議員連盟」が結成され、参加議員の数も日々増えている状況です。このように、再審法改正の問題が国会議員にも喫緊の政治的課題として認識され、再審法改正に向けた機運は高まりつつあります。しかし、法務省は、今なお再審法改正に消極的な姿勢を崩していません。したがって、再審法改正を実現するためには、何よりも世論の後押しが必要です。

全国の地方議会で再審法改正を求める意見書を採択していただくことは、広範な世論を形成する上で大きな意義があり、２０２４年（令和６年）１０月の時点で、すでに４２０を超える地方議会で再審法改正を求める意見書が採択されています。しかし、再審法改正に向けた流れをより確実なものとするためには、さらに多くの地方議会で同様の意見書を採択していただきたいと考えています。

そこで、貴議会におきましても、同趣旨の意見書を採択していただきたく、お願い申し上げる次第です。

多数の議会において意見書を採択していただき、多くの意見書を政府・国会に届けることで法改正につなげることができるものと考えております。ぜひとも御協力いただきますようお願い申し上げます。

陳情番号	55-1	付議年月日	6. 12. 3
件名	ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市神奈川区鶴屋町3-30-1 農機会館402 ゆきとどいた障害児教育をすすめる神奈川県民の会 代表 玉腰了三 外11,390人		
陳情趣旨			
今、神奈川県立特別支援学校では教職員不足・未配置が深刻です。2024年5月1日現在で、全29校で82名(管理職を除く全教職員の2.7%)が未配置であることが発表されています。ここ2年で3.8倍(2022年21.4名⇒2024年82名)になっており、子どもたちの教育環境が急速に悪化しています。小学校・中学校・高等学校と比較しても特別支援学校の未配置率は圧倒的に悪くなっています。 今年度から神奈川県は海老名市と共同して「フルインクルーシブ教育」の研究・推進事業を始めました。障害のある人の可能な限りの発達を保障する「インクルーシブ教育」は国連の「障害者の権利条約」にもあるように重要な施策です。しかし、インクルーシブ教育を推進するためには、1クラスの人数を抜本的に少なくし、さまざまな職種の職員を多数配置するなどの教育条件・教育環境の整備が不可欠です。 「かながわ特別支援教育推進指針」に基づき、神奈川県では2校1部門の特別支援学校の新設が計画されていますが、その新設予定は2028年から2031年(4～7年後)であり、特別支援学校に今いる子どもたちのためのものではありません。設置基準が策定されたものの、その基準は既存校には適用されず、「当分の間なお従前の例によることができる」とされてしまっているため、今いる子どもたちは、特別教室を一般教室に転用するなど、大半が設置基準を満たさない過大規模・過密状態の環境におかれています。 障害者福祉施設においては、物価高騰による経営資金難、人員確保不足などがあり、安定経営のため、財政支援が必要です。 私たちは神奈川県の障害のある子どもたちにゆきとどいた教育と地域における社会福祉基盤の充実を進めるため、以下の項目が速やかに実現されることを陳情します。			
陳情項目			
1、神奈川県立特別支援学校の教職員不足を解消するための抜本的な施策を講じてください。			
2、インクルーシブ教育を可能にするため1クラスの人数を少なくし、子どもたちのさまざまなニーズに対応するために公立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校で正規教職員を増員してください。			
3、教育費を大幅に増額し、今いる子どもたちのために特別支援学校の過大規模・過密状態を速やかに改善してください。			
4、放課後等デイサービスや、障害者支援施設、日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム、グループホーム等に対して、安定した経営が行えるよう、財政的な支援を充実させてください。			

陳情番号	55-2	付議年月日	6. 12. 3
件名	ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	横浜市神奈川区鶴屋町3-30-1 農機会館402 ゆきとどいた障害児教育をすすめる神奈川県民の会 代表 玉腰了三 外11,390人		
陳情趣旨			
今、神奈川県立特別支援学校では教職員不足・未配置が深刻です。2024年5月1日現在で、全29校で82名(管理職を除く全教職員の2.7%)が未配置であることが発表されています。ここ2年で3.8倍(2022年21.4名⇒2024年82名)になっており、子どもたちの教育環境が急速に悪化しています。小学校・中学校・高等学校と比較しても特別支援学校の未配置率は圧倒的に悪くなっています。 今年度から神奈川県は海老名市と共同して「フルインクルーシブ教育」の研究・推進事業を始めました。障害のある人の可能な限りの発達を保障する「インクルーシブ教育」は国連の「障害者の権利条約」にもあるように重要な施策です。しかし、インクルーシブ教育を推進するためには、1クラスの人数を抜本的に少なくし、さまざまな職種の職員を多数配置するなどの教育条件・教育環境の整備が不可欠です。 「かながわ特別支援教育推進指針」に基づき、神奈川県では2校1部門の特別支援学校の新設が計画されていますが、その新設予定は2028年から2031年(4～7年後)であり、特別支援学校に今いる子どもたちのためのものではありません。設置基準が策定されたものの、その基準は既存校には適用されず、「当分の間なお従前の例によることができる」とされてしまっているため、今いる子どもたちは、特別教室を一般教室に転用するなど、大半が設置基準を満たさない過大規模・過密状態の環境におかれています。 障害者福祉施設においては、物価高騰による経営資金難、人員確保不足などがあり、安定経営のため、財政支援が必要です。 私たちは神奈川県の障害のある子どもたちにゆきとどいた教育と地域における社会福祉基盤の充実を進めるため、以下の項目が速やかに実現されることを陳情します。			
陳情項目			
<u>1、神奈川県立特別支援学校の教職員不足を解消するための抜本的な施策を講じてください。</u>			
<u>2、インクルーシブ教育を可能にするため1クラスの人数を少なくし、子どもたちのさまざまなニーズに対応するために公立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校で正規教職員を増員してください。</u>			
<u>3、教育費を大幅に増額し、今いる子どもたちのために特別支援学校の過大規模・過密状態を速やかに改善してください。</u>			
4、放課後等デイサービスや、障害者支援施設、日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム、グループホーム等に対して、安定した経営が行えるよう、財政的な支援を充実させてください。			